

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成31年10月3日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	福岡県
3. 市区町村名	大川市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	113-3-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.okawa.lg.jp/s008/040/20150329111743.html

執行機関名 大川市教育委員会

知事等(教育委員会)が行う就学援助に関する事務(小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	大川市就学援助規則(平成5年大川市教育委員会規則第5号)による就学援助の交付に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		大川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例別表第1第4項 大川市就学援助規則(平成5年大川市教育委員会規則第5号)による就学援助の交付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)	大川市就学援助規則第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第1条 この規則は、学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難な児童生徒(法第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒のうち、国(法第2条第1項に規定する国をいう。)又は地方公共団体が設置する小中学校、義務教育学校又は中等教育学校の前期課程(以下「国公立小中学校等」という。)に在籍するものをいう。以下同じ。)又は翌年度に国公立小中学校等に入学を予定している未就学児及び児童(以下「入学予定者」という。)の保護者(法第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。)に対し、必要な援助を行い、義務教育の円滑な実施を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		大川市就学援助規則(平成5年大川市教育委員会規則第5号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号	大川市就学援助規則第6条
②事務の内容	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第四条の高等学校等就学支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	大川市就学援助規則第6条に規定する援助の認定に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号 イ	大川市就学援助規則第2条第1項第2号ウ及びエ
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報
備考		